

登米市水道事業告示第1号

登米市水道事業公共工事の中間前金払取扱要綱を次のように定める。

平成25年4月1日

登米市水道事業管理者
登米市長 布施 孝尚



登米市水道事業公共工事の中間前金払取扱要綱

登米市水道事業公共工事の中間前金払取扱要綱の取扱いについては、登米市公共工事の中間前金払取扱要綱の規定を準用する。この場合「市」とあるのは「水道事業所」と「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。